

地震が発生したときは、落ち着いて自分の身を守る行動が必要です。11月5日（木）の午前10時に県内一斉で行われるシェイクアウト訓練に参加しましょう。参加者は、訓練時刻になったら机の下に隠れたり、身をかがめるなどの「安全確保行動」を約1分間行ってください。

シェイクアウトは、安全確保行動「DROP！（まず低く）」「COVER！（頭を守り）」「HOLD ON！（動かない）」を身に付けるものです。防災意識の向上を図り、地震災害のリスクや安全確保行動に対する理解を深めていきましょう。

身を守る3つの安全確保行動



豪雨時に備えて市総合防災マップと一緒に「避難行動判定フロー※」を確認しましょう

※フロー……流れのこと
 平時に確認 「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう

避難行動判定フロー

あなたが取るべき避難行動は？

市総合防災マップ※1で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどに住んでいる人は、市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※2 自宅の外に避難が必要です

例外

※2 浸水の危険があっても、
 ①洪水により家屋が倒壊または崩落してしまう恐れのある区域外にいる
 ②浸水する深さよりも高い所にいる
 ③浸水しても水が引くまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある
 ①～③の場合は、自宅にとどまり安全確保をすることも可能です

ご自身または一緒に避難する人は避難に時間がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）が出たら、市が指定している**避難場所**に避難しましょう

警戒レベル4（避難勧告・指示）が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4（避難勧告・指示）が出たら、市が指定している**避難場所**に避難しましょう

▶問い合わせ 危機管理課 ☎73-3119

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662
 ねんきんネット https://www.nenkin.go.jp/n_net

11月は「ねんきん月間」です
 11月30日（いいみらい）は「年金の日」です。ねんきんネットで自分の年金記録や将来の年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です
 国民年金保険料は、所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、令和2年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、自身の保険料だけでなく、家族（配偶者や子など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和2年1月から12月までに納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。



▲ねんきんネットHP

社会保険労務士による無料年金相談
 日時 11月11日（水）
 午前10時～午後3時まで
 場所 危機管理センター
 持ち物
 年金手帳、年金証書、相談者本人であることが確認できるもの
 ※代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要
 問い合わせ
 街角の年金相談センター高松（オフィス）
 ☎087（811）6020

このため、令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。また、令和2年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人には、令和3年2月上旬に控除証明書が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のお問い合わせ先である電話番号にお問い合わせください。

問い合わせ
 ねんきん加入者ダイヤル
 ☎0570（003）004

少年育成センター
 11月末までに、各支所・まちづくり推進隊にある申し込み用紙に記入し、提出してください。

問い合わせ
 少年育成センター ☎62・1115



▲青色回転灯をつけて地域をパトロールしています

三豊市安全安心パトロール隊 2021年度新規隊員募集
 『地域の子どもの安全を守ろう』
 安全安心パトロール隊は、子どもの下校時の安全を地域の目で見守るボランティア隊です。隊員になって一緒に活動し、三豊市の「安全・安心の輪」を広げませんか。

1月には、新規隊員を対象にした警察主催の講習会を予定しています。

【安全安心パトロール隊とは？】
 主な目的と活動
 安全で、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、子どもの下校時にグリーンパトロールカーで地区を巡回し、多発する各種犯罪などから子どもたちを守ります。

活動日時
 登校日を中心に、午後3時から5時の間で活動できる時間に実施しています。1、2カ月に1度くらいの頻度で当番が回ってきます。

活動場所 自分の住んでいる地区（校区）
 申し込み

